

平成5年  
1月1日  
発行  
第139号

発行所  
日本赤十字新労働組合連合会  
(日赤新労)  
東京都港区浜松町2-2-14  
KIビル802  
TEL (03)3433-3028  
発行責任者  
梅村正一

# 日赤新労

## 綱 領

1. 吾々の守るべきは、社会正義を立脚し、労働生活の向上を期す。
2. 吾々の自由は、常に暴力的な排他組織の発展を期す。
3. 吾々の進歩は、赤十字の民主化と近代的任務の達成に寄与する。

## 平成5年度 運動方針案・予算案承認



# 年頭

執行部一同

### 第三回中央委員会 盛大に開催!

山口県下松市「笠戸島ハイツ」にて

十二月十三日、十四日の二日間、瀬戸内海に面した風光明媚な山口県下松市の山口勤労者福祉センター「笠戸島ハイツ」において、平成四年度第三回中央委員会が開催された。今回の中央委員会は、中央委員及びオブザーバー等七五名の参加があり、質疑応答にも非常に熱気ある会議となり盛況であった。

第一日目は、開会のことばの、平成五年度の活動方針を決定する後資格審査・成立確認(中央委員の重要な内容を含んでおり、(1)員二名うち委任状六名)がなされ、議長団の選出に入った。議長には北間和夫氏(足利日赤)、副議長に伊藤博紀氏(名原日赤)、書記に武野徹氏(三原日赤)が選出され、次いで中央執行委員長青山圭一氏のあいさつがあり、報告(各部報告、一般経過報告)、そして審議へ入った。今回の中央委員会の議題は、内容が以下の通りである。



運動方針や予算を決めた第3回中央委員会

### 報告事項



新年あけましておめでとう。昨年米国の大統領選でブッシュ氏が敗れ、次期大統領にクリントン氏が選出されました。わが国では東京佐川急便事務局長の選挙が行われ、政治不信感を取り除けないまま、そして高沢内閣の支持率が急速に下がって来て張っているのが現状です。こうした情勢下で公的病院は赤字病院が増加し、赤十字病院も然り。こうした経営難は新労にとっても今後の運動に大きな障害となります。そこで我々は良識ある組合活動

### 年頭にあたって

中央執行委員長 青山圭一  
いでしょうか。そのためには、実質賃金の引き上げ、総労働時間の短縮、完全週休二日制の実現を目指し、今年も全国組合員が総結束し、目標を達成しようではありませんか。頑張りましょう。

### 審議事項

- 一、平成五年度運動方針案について  
本部提出の平成五年度運動方針案については、一部誤字等の訂正がなされた後質疑に入り、中央委員及びオブザーバーにより熱心に討議された結果、一部修正、加筆され、承認された。なお、国際・国内情勢については二月の定期大会までは流動的であるので、本部で加筆すること承認された。
- 二、平成五年度予算案について  
本部より平成五年度予算案の主旨説明があり、原案通り承認された。
- 三、平成五年度本部役員について  
飯田役委員長(岡山日赤)より、十三日、十四日に開催された役員選出委員会の報告がなされた。「次年度役員構成には予想される欠員補充が難航しているが、本部一任とされた。」(2)特別調理師免許取得者について  
病院給食調理師免許取得者を医療職に格付けすることについて審議し、免許取得条件等を調査することになった。今後その結果を踏まえて検討することになるが、本部としては資格取得者の資料等の提供を各単組に要請した。
- 四、大会運営について  
第三回定期全国大会運営委員について確認された。日時、場所については以下の通り。  
日時：平成五年二月二十一日(日)・二十三日(火)  
場所：三重県伊勢市「三重厚生年金休養センター」
- 五、その他  
(1)単身赴任手当の調査について  
単身赴任手当については、日赤においては支給されていないが、国家公務員や地方公務員には支給されている。(二)万円十、一万八千円を限度に距離によって加算あり。  
(3)一般職(二)俸給表の備考欄の見直し  
一般職(二)俸給表の備考欄が時代にそぐわないので、見直すことを要求書に盛り込んでどうか審議したが、今後の検討課題として本部一任となった。
- (4)骨髄移植に係る臓器提供者に対する特別有給休暇の新設について  
臓器提供者は年次有給休暇で対応しているが、骨髄移植提供者に対しては特別有給休暇を取得できるように要求書に盛り込み、交渉することに決定した。

### 時間外労働協定の適正化指針の改定

労働基準法では一日及び一週のことを十分意識した上で三六の労働時間を法定している。同法第三六条の規定により時間外労働協定(以下三六協定と略す)を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出ることを要件として、法定時間を超える時間外労働が認められている。

このため労働省では、一定期間についての延長時間に関する指針を策定(時間外労働協定の適正化指針)し、一定期間の限度に関する目安を示すことにより、労使がこれを十分考慮して時間外労働時間を適正に協定することを促進し、恒常的な長時間労働の改善を図ってきたものである。

今回、中央労働基準審議会の了承を得て、平成四年八月十二日付け労働省告示第七〇号により、時間外労働の上限時間が別表の通り改正された。

主な改正点は、一年間の上限が従来の四五〇時間から三六〇時間に、一ヶ月の上限が五〇時間から四五時間それぞれ短縮されたことなどである。

尚、新しい上限時間の適用は平成五年一月一日からで、平成五年一月一日以降の時間外労働の協定締結に際しては、一定期間における延長時間が改正された上限時間以内となるよう、事前に労使で充分な協議を行う必要がある。

単位	改正目安時間	現行
一週間	二十五時間	三十五時間
二週間	四十七時間	五十七時間
一ヶ月	四十五時間	五十五時間
一箇月	四十五時間	五十五時間
二箇月	八十二時間	九十五時間
三箇月	百二十時間	百四十五時間
一年	三百六十時間	四百五十時間

備考 目安時間は、法第三十二條から第三十二條の五まで又は第四十條の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができない時間である。



